

## 経済学史学会「終身会員」申請書

経済学史学会幹事会 御中

私は、経済学史学会会則第5条3および終身会員規定1-6の内容を十分に理解した上で、終身会員の申請をいたします。なお、本申請が承認された後に定職に就いた場合は、すみやかに定職会員への変更を幹事会に願い出るものといたします。

申請日（西暦）	年 月 日
申請者名	漢字 ふりがな
本学会入会年（西暦）	年
非定職会員開始年（西暦）	年
現住所	〒  電 話 :  Email :
事務局確認欄（記入し ないでください）	

※参考（経済学史学会会則第5条3および終身会員規程）

■会則第5条3：

終身会員の年会費は徴収しない。終身会員となるには、幹事会の定める細則にもとづいて申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

■終身会員規程：

1. 会則第5条3の終身会員の資格は、資格開始年度において、本学会在籍年数が通算20年を超え、かつ、非定職会員として5年以上経過した者とする。なお、終身会員の資格を得た者がその後に定職者となった場合は、すみやかに定職者会員への変更を幹事会に願い出なければならない。
2. 終身会員となるには、別に定める「終身会員申請書」を幹事会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、申請時にその年度までの年会費の未納がある場合は申請を受けつけない。各年度の申請は年度末（3月末日）に締め切り、資格審査の上、翌年度最初の幹事会で一括承認するものとする。
3. 終身会員は、選挙権および被選挙権をもたない。
4. 終身会員は、大会、部会に参加し研究報告等を行うことができる。また、会則第12条の委員および地方部会の幹事等になることができる。
5. 終身会員は登録したメールアドレスに配信される『学会ニュース』等のすべての情報を受けることができる。また、学会メーリングリストに参加することができる。
6. 終身会員は『経済学史研究』の配布を受けないものとする。